



# 鳥取県公報

平成 25 年 10 月 31 日(木)  
号外第 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 病院局管	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（6）（総務課）・・・・・・・・・・ 2
理規程	鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程（7）（〃）・・・・ 4

# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月31日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>救命救急センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハイケアセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略				救命救急センター				ハイケアセンター				略			略				<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>救命救急センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略				救命救急センター				略			略			
鳥取県立中央病院	略																																				
	救命救急センター																																				
	ハイケアセンター																																				
	略																																				
略																																					
鳥取県立中央病院	略																																				
	救命救急センター																																				
	略																																				
略																																					
<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td>救命救急センター</td> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3 略</u></td> </tr> <tr> <td>ハイケアセンター</td> <td>1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。 2 ハイケアセンターの管理に関すること。 3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。 4 その他重症入院患者に対する緊急の医療に必要な事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	救命救急センター	1・2 略		<u>3 略</u>	ハイケアセンター	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。 2 ハイケアセンターの管理に関すること。 3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。 4 その他重症入院患者に対する緊急の医療に必要な事項に関すること。	略		<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td>救命救急センター</td> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4 略</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	救命救急センター	1・2 略		<u>3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。</u>		<u>4 略</u>	略																	
略	略																																				
救命救急センター	1・2 略																																				
	<u>3 略</u>																																				
ハイケアセンター	1 重症入院患者に対する緊急の医療に関すること。 2 ハイケアセンターの管理に関すること。 3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。 4 その他重症入院患者に対する緊急の医療に必要な事項に関すること。																																				
略																																					
略	略																																				
救命救急センター	1・2 略																																				
	<u>3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。</u>																																				
	<u>4 略</u>																																				
略																																					

<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、救命救急センター、<u>ハイケアセンター</u>、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター及び糖尿病教育センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、救命救急センター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター及び糖尿病教育センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
---	---

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月31日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

### 鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定員) 第4条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては <u>20名</u> と、病児病後児保育にあつては4名とする。	(定員) 第4条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては <u>15名</u> と、病児病後児保育にあつては4名とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。